

個人編

恵庭市西島松の1部 町名変更(島松寿町1丁目) に伴うお知らせ

令和3年10月2日から町名が変わります



お問合せ:恵庭市役所 生活環境部市民課 住居表示担当

☎061-1498 恵庭市京町1番地 ☎0123-33-3131(内線1122)

✉shimin@city.eniwa.hokkaido.jp

はじめに





皆様がお住いの西島松の一部の地区において町名が変更します。

本日、お届けしました「住所の表示変更通知書」のとおり、令和3年10月2日（土）から、皆様の住所が変わりますのでお知らせします。

なお、この町名変更により手続きが必要なことをまとめましたので、ぜひご覧ください。
何かとご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

お届けしたもの

お届けしたもの	数量	内容
住所の表示変更通知書	5部	新しい住所をお知らせする通知で、旧住所から新住所に変更となったことを証する書類となります。
住所の表示変更証明願	1部	住所の表示変更証明書の交付申請書です。証明書が不足する場合や世帯員の証明書が必要な場合は必要数を申請してください。10月4日（月）から発行します。
住所変更手続きチェックリスト	1部	ご自分で住所変更手続きが必要となる主なもののチェックリストです。ご活用ください。
住居案内図	1部	ご自宅を含め、西島松（島松寿町1丁目）のどこがどのような住所の表示に変わったかを表す図面です。
住所の表示変更お知らせはがき	50部	新しい住所を親戚・知人などにお知らせいただくために無料で送付できる葉書です。
マイナンバー関連手続きについて	1部	マイナンバーカードの新住所の追記と内部データの更新手続きのお知らせです。
町名表示板、地番表示板	1式	新しい住所の表示板です。出入口の門や郵便受けの近くなど、見やすい場所へ貼り付けてください。  
以下は、自己所有物件に居住している方のみと同封しています。		
土地・建物の所在（町名）変更通知書	1部	土地・建物の所有者宛てに不動産のある所在の町名（登記簿の表題部）が変更となったことのお知らせする通知です。
登記申請書（本人申請）・記載例	各1部	不動産所有者の住所変更登記に使用する書式です。10月4日以降にお手続き（無料）をお願いします。
登記申請書（代理人申請）・記載例	各1部	代理人が申請する場合の様式です。
委任状・記載例	各1部	代理人が申請する場合の委任状です。

住所変更手続きが不要な主なもの



町名変更の実施後は、引越しの時のように様々な手続きが必要となります。まずは、市役所、その他公共サービス機関などが住所の書き換えを行うため、**皆さまの手続きは不要なもの**についてお知らせします。

区分	項目	説明
市役所	住民票(住民基本台帳)	市役所で書き換えます。 ※10月2日・3日はシステム更新作業を行います。
	印鑑登録原票	
	戸籍、戸籍の附票	市役所で書き換えます。
	選挙人名簿	
	市税(個人市民税、固定資産税、軽自動車税等)	市役所で書き換えます。
	国民健康保険被保険者証	実施後、2週間以内に新しい被保険者証・受給者証を送付します。 ※新しいものが到着するまで、古いものをご使用いただけます。 ※次のものも同様に送付されます。国民健康保険・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、国民健康保険・後期高齢者医療限度額適用認定証、国民健康保険・後期高齢者医療特定疾病療養受領証、ひとり親家庭等医療費受給者証、重度心身障害者医療費受給者証
	後期高齢者医療被保険者証	
	介護保険被保険者証	
	子ども医療費受給者証	
	パスポート	ご自身で旧住所に二重線を引き、新住所を記入してください。
	母子健康手帳	
マイナンバー通知カード(紙製)	更新手続きは廃止になっており、住所が変わることでマイナンバーを証明する書類としての効力がなくなります。 ※マイナンバーカード(顔写真入りプラ製)をお持ちの方は変更手続きが必要です。→P3参照	
その他税	国税・道税(所得税、普通自動車税等)	各機関で書き換えます。
日本年金機構	国民年金第1号被保険者(加入者)	日本年金機構で書き換えます。 ※厚生年金加入者は会社を通して、共済年金関係は各共済組合を通して変更手続きが必要です。→P4参照
	国民年金・厚生年金受給者	
法務局	土地・建物登記簿の表題部	法務局で書き換えます。 ※権利部の所有者住所はご本人の申請があるまで変わりません。→P3参照
その他公共サービス	NHK、NTT東日本(固定・光)、水道、郵便局	市役所から新旧住所の対照表を通知します。 ※北海道電力などの電力会社、ガス、灯油などと契約がある方は変更手続きが必要です。

皆さまに住所変更手続きをしていただく主なもの



皆さまご自身が手続きをしていただく必要があるものについてお知らせします。ご自身が該当する項目についてご確認ください。

市が発行する住所の表示変更証明書を用いることで手続きに要する手数料は無料です（各手続きにおける郵送料や司法書士等への依頼料などは実費をご負担いただくこととなります）。

いずれの手続きも実施日（令和3年10月2日）が土曜日のため、10月4日（月）以降に可能となります。

区分	項目	説明	手続き先
① 市役所関係	マイナンバーカード (顔写真付き プラ製)	カードの記載事項変更と内部データの更新作業が必要です。 ※日中お仕事等で来庁困難な方へ向け、土日祝日又は夜間の特別開庁日がありますのでお問い合わせください。 ※紙製のマイナンバー通知カードは更新手続きが廃止となり、住所が変わることでマイナンバーを証明する書類としての効力がなくなります。	市民課 マイナンバー担当 ☎内線1121
	住民基本台帳カード (顔写真付き)	カードの記載事項変更と内部データの更新作業が必要です。 ※住民基本台帳カードは、現在の有効期限到来後は、更新はできませんのでマイナンバーカードへの切替をおすすめします。	市民課 住民記録担当 ☎内線1113
	在留カード	カードの記載事項変更が必要です。	市民課 住民記録担当 ☎内線1113
	障がい関係 手帳	身体障害者・療育・精神手帳の記載事項変更が必要です。	障がい福祉課 ☎内線1215
	療育手帳	18歳未満の療育手帳の記載事項変更が必要です。	子ども家庭課 ☎内線1241
② 不動産関係	土地・建物 登記簿	所有者の住所欄の変更手続きが必要です。 ※詳しくは法務局へお問い合わせ願います。	恵庭市内の土地・ 建物:札幌法務局 恵庭出張所 ☎32-3057

皆さまに住所変更手続きをしていただく主なもの(2ページ目)



区分	項目	説明	手続き先
③自動車関係	運転免許証	西島松に「住所」又は「本籍」がある場合、運転免許証の記載事項変更とICチップの更新手続きが必要です。 ※記載事項変更手続きのみ交番でできますが、ICチップに記載事項の書き込みが必要となりますので、千歳警察署等での手続きをお勧めします。	千歳警察署 ☎42-0110 札幌運転免許試験場 ☎011-683-5770
	普通自動車及び251cc以上の二輪車の車検証	必須ではありませんが、変更手続きがあるまで変わりません。 ※変更していない場合、売却や廃車を行う際に住所の表示変更証明書の提出が必要となります。	札幌運輸支局 ☎011-731-7166
	軽自動車及び126cc以上250cc以下の二輪車の車検証	必須ではありませんが、変更手続きがあるまで変わりません。 ※変更していない場合、売却や廃車を行う際に住所の表示変更証明書の提出が必要となります。	軽自動車検査協会 ☎050-3816-1763
	原動機付自転車及び小型特殊自動車	変更手続きは必要ありません。 ※新住所での標識交付証明書が必要な場合は、再交付手続きを行ってください。	市役所税務課 ☎内線1430
④年金・保険関係	厚生年金被保険者	各勤務先に手続きを確認してください。	各勤務先
	共済年金被保険者	各共済組合に手続きを確認してください。	各共済組合
	国民年金第3号被保険者(厚生年金等被保険者の扶養に入っている配偶者)	配偶者の勤務先に手続きを確認してください。	配偶者の勤務先
	共済年金受給者	各共済組合に確認して手続きを行ってください。	各共済組合
	健康保険	各勤務先に手続きを確認してください。 ※自営業者等が加入する国民健康保険の被保険者の方は手続き不要です。	各勤務先
⑤学校関係	各学校・幼稚園・保育園等	恵庭市外に通学、通園しているお子さんがいる方は各学校・幼稚園・保育園等に手続きを確認してください。	各学校・幼稚園・保育園等
⑥その他		北海道電力などの電力会社、ガス・灯油会社、光回線会社、携帯電話会社、銀行、クレジットカード会社、医療等保険会社、その他各種免許証など、住所登録があるものは各社へ手続きを確認してください。	

各種手続きには、住民票等の住所変更を証明する書類を求められることがありますが、町名変更によって変更となった場合は、「住所の表示変更通知書」または「住所の表示変更証明書」で証明することができます。

今回世帯主宛てに「住所の表示変更通知書」を5枚お配りしておりますが、不足する場合は「住所の表示変更証明書」を無料で発行することができます。

※なお、「本籍の表示変更証明書」については、市民課戸籍担当まで申請願います。